

READY-MIXED CONCRETE



令和**3**年度版

品質管理監査の まとめ

千葉県生コンクリート品質管理監査会議

中立性・公正性・透明性のある 品質管理監査制度を推進します。

中立性とは… 監査結果の判断が、広く公正に収集されたデータに基づいて行われ、個人的判断（恣意）が入らないこと。

公正性とは… 監査結果が客観的で、一貫性を持ち、偏っていないこと。

透明性とは… 監査方法、監査結果、評価の過程、仕組みについて第三者が容易に認識できること。（監査結果の公開）

令和3年度版

品質管理監査のまとめ

Contents

ご挨拶	2
品質管理監査制度	3
令和3年度品質管理監査結果	9
品質管理監査合格工場名簿	13



千葉県生コンクリート品質管理監査会議 議長

兼松 学

東京理科大学 理工学部 建築学科 教授

令和3年度は、令和2年度に続きコロナウィルスが猛威を奮った1年でした。そのため、千葉県生コンクリート品質管理監査会議は、昨年続き、上期において例年6月に実施している確認試験のみを実施することとし、下期総合監査の実施にあたっては三密を避けるために特別委員の立ち会いを取りやめるなど、十分な感染対策を講じて実施いたしました。これら監査の結果を確認・審議する品質管理監査会議等も、書面審議・決議での対応いたしました。なお、千葉県独自に実施している上期重点監査も、2年連続で中止の判断をいたしました。

この度、令和3年度(2021年度)下期総合監査を終え、対象となる58工場(61プラント)全てが合格となり、無事令和4年度の㊟マークの使用が承認されました。ここにご報告させていただきますとともに、厳しいコロナ対応環境下においても監査にご協力いただいた関係各位のお力添えに改めて感謝申し上げます。

このような状況でしたが、この3月には長く発令されていたまん延防止等重点措置も解除され、長い冬が終わり待ち望んだ春がすぐそこに来ているように感じます。確かにコロナ禍は我々の生活・経済に大きな影響を与え

ましたが、その一方で、新たなコミュニケーション形態やライフスタイルを後押しすることとなりました。例えば、会議などは業務の一部またはほぼ全てをヴァーチャルに実施する機会が増え、この2年間でコミュニケーションの一手段として定着しつつあります。何よりも情報化技術に対する体験的理解が社会的に進んだことは、コロナウィルスという災厄がもたらしたポジティブな効果のひとつであり、今後の情報化を推し進める力となっています。翻って、コンクリート業界におけるDX化提案は枚挙にいとまがありませんが、その導入にはまだまだ障壁が多いと聞いています。しかしながら、今後、実務への導入圧がますます高まることは間違いありません。現行の品質管理監査は必ずしもこのような新たな取り組みを直接評価するものではありませんが、品質管理監査会議が支える品質水準は、DXに限らず新たな取り組みにおいても信頼性の基盤となるものと確信しております。

今後も、厳正・公正な品質管理監査の実施に力を尽くしたいと思っておりますので、引き続きのご理解とご支援をお願い申し上げます。



千葉県生コンクリート工業組合 理事長

勝呂 和彦

平素より、弊工業組合員の生コンクリートに対し、格別のご愛顧を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

令和2年当初からの新型コロナウイルスの感染拡大が未だおさまらず、昨年末には感染力の強い新たな変異株が見つかるなど、まだまだ完全なる終息が見えない中、日本のみならず世界を取り巻く経済環境も大きな打撃を受け、厳しい経済環境がなかなか改善されない状況にあります。このような中、これまでの「コンクリートはかけがえのない命と財産を守るために必要不可欠な建設資材である」という基本理念を再認識するとともに、新たに2050年までにカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みとして、生コン業界では何が出来るか何をすべきかを見極めるとともに組合員各社での認識を深め、また、技術レベルの維持向上、徹底した品質管理がなされた生コンクリートの安定供給に努めていく次第であります。

この「技術レベルの維持向上」と「徹底した品質管理

がなされた生コンクリートの安定供給」のため弊工業組合において、千葉県生コンクリート品質管理監査会議に品質管理監査を委嘱し実施していただいております。また、平成23年より千葉県生コンクリート品質会議を立ち上げ、業界の信頼性の向上と品質管理の強化を図るための取り組みを実施しております。

令和3年度の品質管理監査結果として後掲の58工場へは、兼松議長名にて合格証が交付され、㊟マークの使用が許可されております。㊟マークを表示している工場の生コンクリートは、皆様に安心してご使用していただけるものと確信しております。

今後もより一層品質の向上を図るため、更なる努力を重ねてまいりますので、発注者、建設業者様には、是非とも監査合格工場の製品を優先してご使用賜りますようよろしくお願い申し上げます。

品質管理監査制度



千葉県生コンクリート品質管理監査会議構成メンバー

議長	兼松 学	東京理科大学 理工学部 建築学科	教授	
副議長	加藤 佳孝	東京理科大学 理工学部 土木工学科	教授	
特別委員	近藤 誠	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	副所長	
	配島 洋伸	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所	副所長	
	上田 将人	千葉県 県土整備部 技術管理課	副課長	
	堀江 政司	千葉県 県土整備部 都市整備局 建築指導課	副課長	
	高城 仁	(公財)千葉県建設技術センター 事業部	部長	
	柳澤 秀諭	千葉市 建設局土木部 技術管理課	課長	
	大久保隆章	(一社)千葉県建設業協会 (旭建設(株))	相談役	
	森山 隆	(一社)千葉県建設業協会 (新日本建設(株) 生産管理本部 予算審査部)	理事部長	
	生産者側委員	大見川 力	千葉県北総生コンクリート協同組合	理事長
		長谷川 茂	千葉中央生コンクリート協同組合	理事長
伊藤 昭仁		千葉北部生コンクリート協同組合	副理事長 技術委員長	
伊藤 孝明		千葉西部生コンクリート協同組合	理事 技術委員長	
根本 明		千葉県生コンクリート工業組合	理事 技術委員長	
城間 洋次		千葉県生コンクリート工業組合	常任技術委員	
金井 武明		千葉県生コンクリート工業組合	常任技術委員	
奥山 藤雄		千葉県生コンクリート工業組合	常任技術委員	

委嘱者・幹事

委嘱者	勝呂 和彦	千葉県生コンクリート工業組合	理事長
幹事長	根本 明	千葉県生コンクリート工業組合	理事 技術委員長
幹事	城間 洋次	千葉県生コンクリート工業組合	常任技術委員
	金井 武明	千葉県生コンクリート工業組合	常任技術委員
	奥山 藤雄	千葉県生コンクリート工業組合	常任技術委員
	石井 聖司	千葉県生コンクリート工業組合	常任技術委員
	西野 正之	千葉県生コンクリート工業組合	常任技術委員

千葉県生コンクリート品質管理監査会議開催 上期 令和3年 8月 6日
下期 令和4年 1月20日

品質管理監査制度

適マーク

全国生コンクリート品質管理監査会議が承認した監査合格工場を示す識別標識で、配合計画書の表紙に貼付する。



品質管理監査合格証

千葉県生コンクリート品質管理監査会議（地区会議）が監査の結果を判定基準に照らして審査を行い、これを満足する工場に対して発行するもので、有効期間は4月から翌年3月までとする。



品質管理監査合格証見本

監査員の委嘱

地区会議の議長が、組合員及びセメントメーカーなどから、コンクリート主任技士又はこれと同等以上の技術・資質を有すると認めた者を監査員として委嘱している。また、平成13年度から更に監査の中立性、透明性を高めるために第三者機関に監査員を委嘱している。

監査員の研修会

品質管理監査統括責任者が、立入監査に先立ち、監査員に監査方針、及び内容について説明し、監査に個人差が生じないように指導、研修を行っている。

立入監査

地区会議において総合的な監査計画を立案、公正な監査と効率的にその実態を把握するために、必要な重点チェックポイントを記載した「チェックリスト」に基づいて、立入監査を行っている。

また、立入監査の公正性を期するため、監査員2名1組としており、透明性を期するため、特別委員にも立会いをお願いしている。

指定試験場

立入監査における供試体には、地区会議名捺印のある特製証紙が挿入され、成形後、全生工組連認定の東京都生コンクリート工業組合共同試験場（2022年1月1日付 ISO/IEC 17025認定更新）に搬入し、養生後、圧縮強度試験を行っている。

公正性のある監査を行っています。

時代のニーズに応えた監査内容にレベルアップ
信頼度の高い制度を目指します。



適合判定基準と評価

透明性のある監査を行っています。

① 全国統一適合判定基準

評価項目の分類		評価基準別減点数 (1項目当たり)			評価項目数 (119項目)	
		A	B	C		
1 種	実地調査項目 (コンクリート温度は除く) 及び品質への大きな影響が懸念される項目	0		10	1項目	16項目
		0		15	3項目	
		0	0	不適合	1項目	
		0	4	不適合	2項目	
		0	8	不適合	2項目	
		0	10	不適合	3項目	
2 種	コンクリートの品質に影響する項目 (JIS A 5308、JIS Q 1001、JIS Q 1011に規定されている項目)	0		4	4項目	80項目
		0	2	4	10項目	
		0		8	62項目	
		0	4	8	4項目	
3 種	コンクリートの品質に影響する項目 (JIS A 5308、JIS Q 1001、JIS Q 1011に規定されていないが、必要な事項)	0		4	2項目	23項目
		0	2	4	9項目	
		0		8	9項目	
		0	4	8	3項目	
望ましい事項		減点対象外			11項目	

注：実地調査における圧縮強度比が、 S_L に対して1.50以上は1点減点とする。

評価基準

適合	減点数の合計が20点以下であること 評価項目のうち、材料の計量精度、圧縮強度、スランプ又はスランブフロー及び空気量、塩化物含有量、コンクリート技士等、QMR、製品の適合性確認、セメント入荷時の確認、骨材入荷時の確認、貯蔵骨材の現認、強度検査、セメントの品種別貯蔵が不適合でないこと
不適合	減点数の合計が20点を超える場合 上記1種評価項目で不適合となった場合

実地調査

材料の計量精度

判定基準	評価
初回検査で全材料が適合	A
再検査で全材料が適合	B
再検査でも適合しない材料がある	C

圧縮強度

判定基準	評価
S_L 以上	A
$0.85S_L$ 以上且つ3回の試験結果の平均が S_L 以上	B
$0.85S_L$ 未満	C

スランプ又はスランブフロー及び空気量

判定基準	評価
最初の検査で適合	A
再検査で適合	B
再検査でも不適合	C

注： S_L =呼び強度

コンクリート温度

判定基準	評価
適合している	A
適合していない	C

塩化物含有量

判定基準	評価
$0.30\text{kg}/\text{m}^3$ 以下	A
$0.30\text{kg}/\text{m}^3$ を超える	C

容積

判定基準	評価
納入書に記載した容積以上	A
納入書に記載した容積を下回る	C

② 地区会議評価基準と処置方法

調査項目		総括的事項・個別的事項・実地調査	
適合	合格	減点数0点の場合	
	改善指導	減点数の合計が2点~20点の場合 改善結果を報告書にまとめて提出させて判定し、議長の承認を得る	
不適合	改善勧告	実地調査を含めた減点数の合計が20点を超える場合 議長名にて改善を勧告し、改善結果を報告書にまとめて提出させ、内容を地区会議で審議の上、適合・不適合を判定する	全国基準1種12項目に不適合がある場合 改善を勧告し、改善結果を報告書にまとめて提出させ再監査を実施、内容を監査会議で審議の上、適合・不適合を判定する ただし、製品の適合性確認、セメント入荷時の確認、骨材入荷時の確認、貯蔵骨材の現認、強度検査及び圧縮強度のC評価については、再監査による評価の見直しを行わない

全国統一品質管理監査評価基準と他基準との対比

総括的事項の調査(19項目)

全国統一品質管理監査調査事項	判定			JIS A5308 要求事項	JIS Q1011 要求事項	JIS Q 9001 要求事項
	A	B	C			
品質方針		-2	-4		● *1)	●5.1リーダーシップ及びコミットメント, 5.2.1, 品質方針の確立, 5.2.2品質方針の伝達
マネジメントレビュー		-2	-4			●9.3マネジメントレビュー
クロージング会議			-8			● *2)
責任と権限		-2	-4		● *1)	●5.3組織の役割, 責任及び権限
品質管理業務の標準化		-2	-4		● *1)	●6.1リスク及び機会への取組み, 6.2品質目標及びそれを達成するための計画策定
社内規格の見直し		-2	-4		● *1)	●6.3変更の計画
コンクリート技士等		-10	不適			●7.2力量, 7.3認識
QMR		-10	不適		● *1)	●5.3組織の役割, 責任及び権限
教育・訓練		-2	-4		● *1)	●7.2力量, 7.3認識
是正処置		-2	-4		● *1)	●10.2不適合及び是正処置
予防処置		-2	-4		● *1)	●6.1リスク及び機会への取組み
不適合品の管理			-4		● *1)	●10.2不適合及び是正処置
苦情処理		-2	-4		● *1)	●10.2不適合及び是正処置
環境保全			-8			●5.1リーダーシップ及びコミットメント
産業廃棄物処理		-4	-8			●5.1リーダーシップ及びコミットメント
排水管理			-8			●5.1リーダーシップ及びコミットメント
文書の識別		-2	-4			●7.5.3文書化した情報の管理
記録の識別		-2	-4		● *1)	●7.5.3文書化した情報の管理
ASR試験記録の永久保存		-2	-4			●7.5.3文書化した情報の管理

個別的事項の調査(94項目)

全国統一品質管理監査調査事項	判定			JIS A5308 要求事項	JIS Q1011 要求事項	JIS Q 9001 要求事項
	A	B	C			
製品の要求品質			-8	●	●	●8.1運用の計画及び管理
製品の適合性確認			不適	●	●	●9.1.3分析及び評価
契約内容の確認		-2	-4			●8.2.3製品及びサービスに関する要求事項のレビュー
契約内容の伝達		-2	-4			●8.2.3製品及びサービスに関する要求事項のレビュー
容積の管理基準			-8	●	●	●8.2.2製品及びサービスに関する要求事項の明確化
容積の検査			-8	●	●	●9.1監視, 測定, 分析及び評価
配合設計手順			-8		●	●8.3.2設計・開発の計画
設計インプット事項			-8		●	●8.3.3設計・開発へのインプット
標準配合表			-8		●	●8.3.5設計・開発からのアウトプット
配合変更条件			-8		●	●8.3.6設計・開発の変更
配合修正条件			-8		●	●8.3.6設計・開発の変更
基礎資料			-8	●	●	●8.3.3設計・開発へのインプット
セメントの要求品質等			-8	●	●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
セメントの受入検査		-4	-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
セメントの圧縮強さ			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
セメント入荷時の確認		-4	不適		●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
骨材の要求品質等			-8	●	●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
骨材の受入検査		-4	-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
骨材入荷時の確認		-4	不適		●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
貯蔵骨材の現認			不適		●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
骨材のアルカリシリカ反応抑制対策			-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
人工軽量骨材の保管管理			-8		●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
納入業者からの骨材購入			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
あらかじめ混合した骨材			-8	●		●8.2.1顧客とのコミュニケーション
回収骨材			-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
水の要求品質等			-8	●	●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
水の検査			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
混和材料の要求品質等			-8	●	●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
混和材料の受入検査		-4	-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
JISに規定されていない混和材料の受入検査			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
付着モルタル及びスラッシュ水に用いる安定剤の受入検査			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理
目標品質の明確化			-8		●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
骨材の粗粒率・実積率			-8		●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
骨材の併用			-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
細骨材の表面水率			-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
粗骨材の表面水率			-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
スラッシュ固形分率管理			-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
人工軽量骨材の含水率			-8		●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
回収骨材の使用方法及び置換率			-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
材料計量方法			-8		●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
動荷重検査			-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理

全国統一品質管理監査調査事項	判定			JIS A5308 要求事項	JIS Q1011 要求事項	JIS Q 9001 要求事項
	A	B	C			
計量記録の整備			-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
練混ぜ方法			-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
スランブ・容積の目視			-8		●	●9.1監視、測定、分析及び評価
スランブ又はスランブフロー検査			-8		●	●9.1監視、測定、分析及び評価
強度検査			不適		●	●9.1監視、測定、分析及び評価
空気量検査			-8		●	●9.1監視、測定、分析及び評価
塩化物含有量検査			-8		●	●9.1監視、測定、分析及び評価
単位容積質量(軽量)			-8			●9.1監視、測定、分析及び評価
コンクリート温度			-8			●9.1監視、測定、分析及び評価
高強度コンクリートの単位水量			-8		●	●9.1監視、測定、分析及び評価
運搬時間		-4	-8	●	●	●8.5.4保存
残水の排出			-15			●6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理
ドラム内への加水禁止			-15			●6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理
雨水対策		-2	-4			●6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理
誤納防止			-15			●6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理
納入書			-8	●	●	●5.1.2顧客重視
付着モルタル再利用			-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
セメント貯蔵設備			-8	●	●	●7.1.3インフラストラクチャ、8.5.2識別及びトレーサビリティ
セメントの品種別貯蔵		-8	不適			●6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理、8.5.2識別及びトレーサビリティ
骨材貯蔵設備			-8	●		●7.1.3インフラストラクチャ、8.5.2識別及びトレーサビリティ
細骨材貯蔵設備の上屋		-4	-8			●7.1.3インフラストラクチャ、8.5.1製造及びサービス提供の管理
粗骨材貯蔵設備の上屋		-2	-4			●7.1.3インフラストラクチャ、8.5.1製造及びサービス提供の管理
コンベアのカバー		-4	-8			●7.1.3インフラストラクチャ、8.5.1製造及びサービス提供の管理
骨材のプレウェッティング設備			-8	●	●	●7.1.3インフラストラクチャ、6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理、8.5.2識別及びトレーサビリティ
骨材受入・供給システム		-2	-4			●7.1.3インフラストラクチャ、6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理、8.5.2識別及びトレーサビリティ
混和材料貯蔵設備			-8	●	●	●7.1.3インフラストラクチャ、8.5.2識別及びトレーサビリティ
静荷重検査			-8		●	●7.1.5監視及び測定のための資源
電気式校正器			-8		●	●7.1.5監視及び測定のための資源
容量変換装置			-8		●	●7.1.5監視及び測定のための資源
細骨材表面水率補正装置			-8	●		●7.1.5監視及び測定のための資源
粗骨材表面水率補正装置			-4			●7.1.5監視及び測定のための資源
混和剤過剰添加防止装置		-2	-4			●6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理、8.5.2識別及びトレーサビリティ
計量印字記録装置		-2	-4		●	●7.1.5監視及び測定のための資源
ミキサ練混ぜ性能			-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理
運搬車性能検査			-8	●	●	●8.5.4保存
スラッジ水の濃度測定器具又は装置			-8	●	●	●7.1.5監視及び測定のための資源
スラッジ水濃度調整設備			-4	●	●	●7.1.3インフラストラクチャ
スラッジ水の自動演算装置			-8			●7.1.5監視及び測定のための資源
安定化スラッジ水の製造設備			-8	●	●	●7.1.3インフラストラクチャ
検査設備			-8		●	●7.1.5監視及び測定のための資源
試し練りミキサ			-4			●8.3.3設計・開発へのインプット
機器の設定の保護			-8		●	●7.1.5監視及び測定のための資源
養生水槽の管理			-8	●		●7.1.3インフラストラクチャ
機器の校正			-8		●	●7.1.5監視及び測定のための資源
校正状態の識別			-8			●7.1.5監視及び測定のための資源
材料試験の外注			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
製造設備管理の外注			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
検査設備管理の外注			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
運搬車性能試験の外注			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
運搬の外注			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
工程管理試験の外注			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
製品試験の外注			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
容積試験の外注			-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理

実地調査(6項目)

全国統一品質管理監査調査事項	判定			JIS A5308 要求事項	JIS Q1011 要求事項	JIS Q 9001 要求事項
	A	B	C			
材料の計量精度		-8	不適			
圧縮強度		0	不適			
スランブ又はスランブフロー及び空気量		-10	不適			
コンクリート温度			-8			
塩化物含有量			不適			
容積			-10			

*1) JIS Q1001：2020(適合性評価・日本産業規格への適合性の認証・一般認証指針) 附属書B(規定) 品質管理体制の審査の基準 B.1審査の基準(A) 4のイ、ニ、5のイ及びロにおける要求事項。

*2) JIS Q19011：2019(マネジメントシステム監査のための指針) 6.4.10 最終会議の実施における要求事項。

令和3年度品質管理監査結果

令和3年度は、千葉県生コンクリート品質管理監査会議（地区会議）で策定した品質管理監査実施計画に基づき、「確認試験」、「全国統一品質管理監査」を実施した。

確認試験は、前年度の全国統一品質管理監査合格工場より任意に抽出した6工場に対し、圧縮強度、スランプ、空気量、塩化物含有量、動荷重検査、単位水量検査、コンクリート容積検査、供試体の管理状況の現認を実施した。この確認試験については、6工場すべての適合が確認された。

全国統一品質管理監査は、令和3年度版の「全国統一品質管理監査基準チェックリスト」に基づき、10月1日～11月12日の間で58工場（61プラント）を実施した。望ましい事項11項目を含む130項目のチェック項目のうち、119項目の順守事項（総括的事項19項目、個別的事項94項目、実地調査6項目）について、6ページに示す適合判定基準に基づいた達成度合いにより、A、B、Cのランク分けによる減点法で評価を行った。

監査員は第三者機関の一般財団法人日本品質保証機構より3名、三友エンジニアリング株式会社より3名、株式会社日東コンクリート技術事務所より3

名、株式会社太平洋コンサルタントより4名を主監査員として委嘱し、地区会議に登録している監査員を副監査員として、2名1組で58工場のうち29工場の監査を行って中立性を維持した。

指摘事項（圧縮強度を除く）のある工場へは改善要求を行い、地区会議議長宛に改善報告書の提出を求め、継続的改善を確実にした。

結果は58工場が全て適合判定基準を満足し合格と判断された。

合格した58工場に対して地区会議から品質管理監査合格証を交付した。これに伴い、58工場の㊦マークの使用申請が全国生コンクリート品質管理監査会議より承認された。

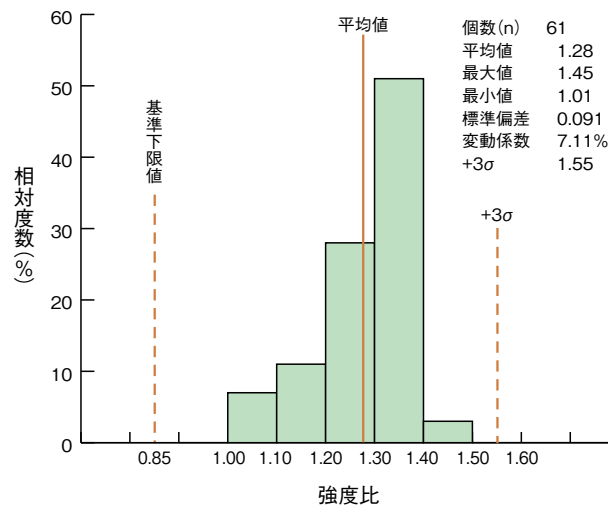
今後も監査員研修の内容を充実させ監査員の力量アップを図り、第三者機関を活用した監査と特別委員による監査への立ち会いを継続し、品質管理監査の中立性・透明性・公正性をより高め、品質管理監査による継続的改善を促し、㊦マーク使用承認工場が顧客から高い信頼が得られ、安心してご用命いただけるような監査の実施と改善活動の徹底を図っていきたい。

生コン工場の技術者数（名）

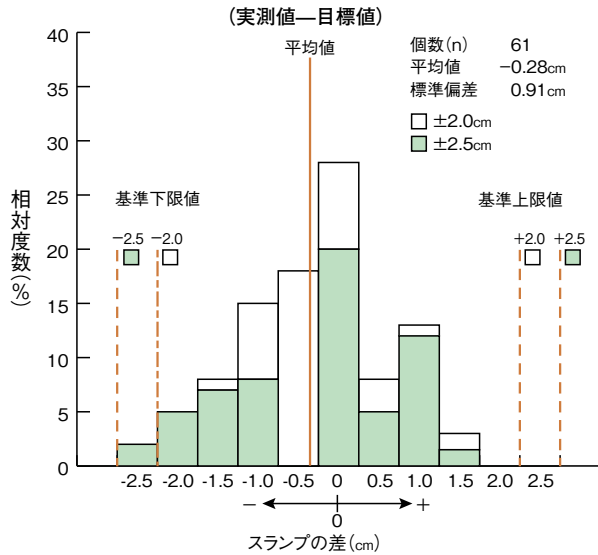
項目	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
工場数		61	60	60	59	58
試験担当者		173	172	191	191	197
コンクリート主任技士 資格保有者		81	87	88	88	85
コンクリート技士 資格保有者		179	179	179	184	183
品質管理責任者 資格保有者		226	218	224	222	215
公害防止 資格保有者	粉じん	125	120	142	135	125
	水質	45	44	42	40	37
	振動	2	2	2	3	2
	騒音	6	5	4	4	4
	騒音振動	2	2	1	1	1

令和3年度品質管理監査実地調査結果

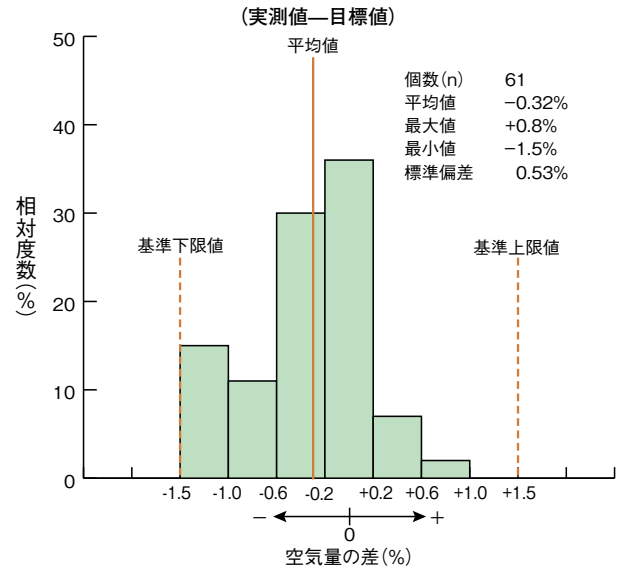
圧縮強度(X_1)と呼び強度(S_L)の対比のヒストグラム



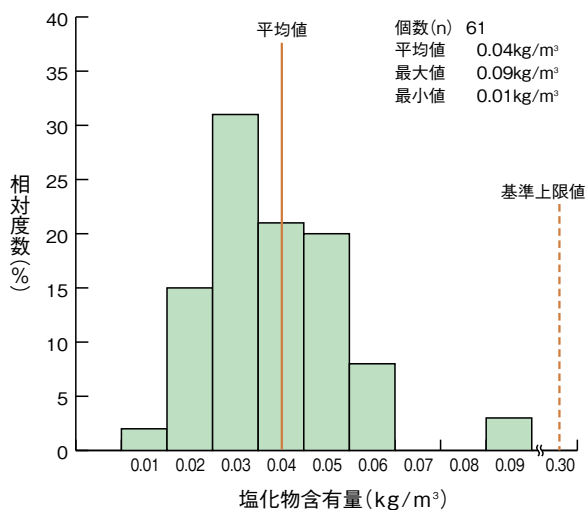
スランプの差のヒストグラム



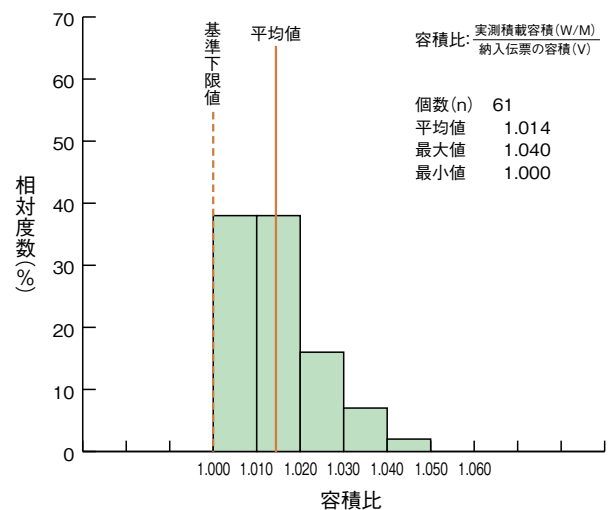
空気量の差のヒストグラム



塩化物含有量のヒストグラム



容積比のヒストグラム



令和3年度総合品質管理監査結果事項別減点表

会社名	工場名	総括的 事項	個別的 事項	実地 検査	改善指導前 減点合計	減点対象事項	改善 指導後 ⁽¹⁾
旭明治生コンクリート(株)		0	0	0	0		0
(有)我孫子生コン鈴木建材		10	0	0	10	A0301 コンクリート技士等	0
(株)安藤産業	多古生コンクリート	0	0	0	0		0
板橋建材(株)		0	0	0	0		0
市川菱光(株)	本 社	0	0	0	0		0
一宮宇部コンクリート(株)		0	0	0	0		0
(有)伊藤建材		0	0	0	0		0
印旛菱光(株)	本 社	0	0	0	0		0
(株)内山アドバンス	浦 安	0	0	0	0		0
(株)内山アドバンス	柏	0	0	0	0		0
(株)内山アドバンス	千 葉	0	0	0	0		0
(株)内山アドバンス	花 見 川	0	0	0	0		0
内山北総レミコン(株)		0	0	0	0		0
大利根建材(株)		0	0	0	0		0
小澤商事(株)	袖ヶ浦宇部 生コンクリート	0	0	0	0		0
小澤商事(株)	成田生コンクリート	0	0	0	0		0
小幡建材(株)	生 コ ン	0	0	0	0		0
関東宇部コンクリート工業(株)	浦 安	0	0	0	0		0
北柏建材(有)	本 社	0	0	0	0		0
木村屋金物建材(株)	八 日 市 場	0	0	0	0		0
木村屋金物建材(株)	横 芝	0	0	0	0		0
共立生コンクリート(株)	柏	0	0	0	0		0
京葉アサノコンクリート(株)	千 葉	0	0	0	0		0
京葉アサノコンクリート(株)	船 橋	0	0	0	0		0
京葉アサノコンクリート(株)	八 千 代	0	0	0	0		0
壽生コン(株)	新 港	0	0	0	0		0
小林建材(株)	鎌ヶ谷生コン	0	0	0	0		0
佐倉エスオーシー(株)	佐 倉	0	0	0	0		0
三協レミコン(株)		0	0	0	0		0
(有)鈴喜屋建材	市 川	0	0	0	0		0
館山生コン(株)		0	0	0	0		0
(有)田中建商	千 葉	0	0	0	0		0
(有)田中建商	野 田	0	0	0	0		0
(株)多摩	成 田	0	0	0	0		0
千葉宇部コンクリート工業(株)		0	0	0	0		0

会 社 名	工場名	総括的 事 項	個別的 事 項	実 地 検 査	改善指導前 減点合計	減 点 対 象 事 項	改 善 指 導 後 ⁽¹⁾
千葉菱光(株)	新 港	0	0	0	0		0
東京エスオーシー(株)	市 川	0	0	0	0		0
東邦レミコン(株)	千 葉	0	0	0	0		0
東邦レミコン(株)	八 街	0	0	0	0		0
野田生コン(株)	第 一	0	0	0	0		0
船橋レミコン(株)	北 千 葉	0	0	0	0		0
船橋レミコン(株)	第 一	0	0	0	0		0
船橋レミコン(株)	第 二	0	0	0	0		0
(株)マジマ生コン		0	0	0	0		0
松戸生コンクリート(株)	常 磐	0	0	0	0		0
松戸生コンクリート(株)	松 戸	0	0	0	0		0
(株)丸昭建材	本 社	0	0	0	0		0
三好生コンクリート(株)	君 津	0	0	0	0		0
明治生コンクリート(株)	東 金	0	0	0	0		0
ヤスミ生コン(株)		0	0	0	0		0
ヤマカ建材工業(株)	稲 毛	0	0	0	0		0
ヤマカ建材工業(株)	市 原	0	0	0	0		0
ヤマカ建材工業(株)	袖 ケ 浦	0	0	0	0		0
ヤマカ建材工業(株)	千 葉	0	0	0	0		0
(株)ヤマセ建材	ヤマセ生コン	0	0	0	0		0
八日市場宇部生コンクリート(株)	八 日 市 場	0	0	0	0		0
吉田建材(株)	船 橋	0	0	0	0		0
(株)林長	林 長 生 コ ン	0	0	0	0		0

(注) (1) 改善指導後の減点数は、議長が承認した是正処置後の修正減点数である。
減点数合計が20点を超えるものは不合格である。

品質管理監査合格工場名簿

社名	工場名	所在地	電話番号	FAX番号
千葉県 稲毛区				
ヤマカ建材工業(株)	稲毛	〒263-0005 千葉県稲毛区長沼町112-1	043-250-5161	043-250-5158
花見川区				
(株)内山アドバンス	花見川	〒262-0011 千葉県花見川区三角町178-4	043-259-1101	043-257-0179
東邦レミコン(株)	千葉	〒262-0001 千葉県花見川区横戸町1189-3	047-483-2111	047-482-1575
緑区				
ヤマカ建材工業(株)	千葉	〒266-0001 千葉県緑区東山科町14-43	043-228-4551	043-228-4552
(株)ヤマセ建材	ヤマセ生コン	〒266-0005 千葉県緑区誉田町2-2306-12	043-291-0104	043-291-0080
美浜区				
(株)内山アドバンス	千葉	〒261-0002 千葉県美浜区新港194	043-247-1502	043-246-8949
壽生コン(株)	新港	〒261-0002 千葉県美浜区新港197-4	043-241-1060	043-246-5416
千葉宇部コンクリート工業(株)		〒261-0002 千葉県美浜区新港220-10	043-243-1845	043-243-1848
千葉菱光(株)	新港	〒261-0002 千葉県美浜区新港197-1	043-243-4333	043-243-4334
若葉区				
(有)田中建商	千葉	〒264-0007 千葉県若葉区小倉町1227	043-231-3335	043-231-2817
旭市				
旭明治生コンクリート(株)		〒289-2511 旭市イの18-1	0479-63-2311	0479-63-9803
我孫子市				
(有)我孫子生コン鈴木建材		〒270-1168 我孫子市根戸583	04-7184-7161	04-7182-7099
市川市				
板橋建材(株)		〒272-0805 市川市大野町3-1689	047-337-8700	047-338-4077
市川菱光(株)	本社	〒272-0013 市川市高谷2018-28	047-327-3318	047-320-5011
(有)鈴喜屋建材	市川	〒272-0014 市川市田尻3-2-10	047-379-0066	047-379-0053
東京エスオーシー(株)	市川	〒272-0002 市川市二俣新町22	047-328-4171	047-320-5010
(株)マシマ生コン	市川	〒272-0014 市川市田尻3-2-5	047-376-5413	047-370-0550
市原市				
京葉アサノコンクリート(株)	千葉	〒290-0067 市原市八幡海岸通2066-18	0436-41-3331	0436-43-5225
ヤマカ建材工業(株)	市原	〒299-0107 市原市姉崎海岸通り112	0436-61-5012	0436-61-4037
印西市				
印旛菱光(株)	本社	〒270-1616 印西市岩戸字古真木台3552	0476-99-0076	0476-99-0580
浦安市				
(株)内山アドバンス	浦安	〒279-0002 浦安市北栄4-10-16	047-351-6211	047-353-6551
関東宇部コンクリート工業(株)	浦安	〒279-0002 浦安市北栄4-10-23	047-352-5181	047-390-6214
柏市				
(株)内山アドバンス	柏	〒277-0081 柏市富里3-3-1	04-7146-0181	04-7145-7393
北柏建材(有)	本社	〒277-0832 柏市北柏1-10-12	04-7166-0069	04-7166-0092
(株)丸昭建材	本社	〒277-0861 柏市高田1116-32	04-7143-0262	04-7143-5320
鎌ヶ谷市				
(有)伊藤建材		〒273-0128 鎌ヶ谷市くぬぎ山3-10-20	047-385-3251	047-385-1366
小林建材(株)	鎌ヶ谷生コン	〒273-0112 鎌ヶ谷市東中沢1-4-8	047-444-0751	047-444-0707
君津市				
三好生コンクリート(株)	君津	〒299-1147 君津市人見1135-1	0439-54-3801	0439-54-3803
ヤスミ生コン(株)		〒292-0413 君津市吉野300	0439-27-3661	0439-27-2212
佐倉市				
佐倉エスオーシー(株)	佐倉	〒285-0051 佐倉市長熊290	043-485-2131	043-485-1499

社名	工場名	所在地	電話番号	FAX番号
匝瑳市				
木村屋金物建材(株)	八日市場	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ2585	0479-73-5519	0479-73-1963
八日市場宇部生コンクリート(株)	八日市場	〒289-2114 匝瑳市上谷中2215-9	0479-72-1511	0479-73-0808
袖ヶ浦市				
小澤商事(株)	袖ヶ浦宇部生コンクリート	〒299-0243 袖ヶ浦市蔵波2039	0438-62-4571	0438-62-4573
ヤマカ建材工業(株)	袖ヶ浦	〒299-0232 袖ヶ浦市永地1281-1	0438-75-3740	0438-75-3742
館山市				
館山生コン(株)		〒294-0027 館山市西長田字洞口971-1	0470-28-1311	0470-28-1926
東金市				
明治生コンクリート(株)	東金	〒283-0005 東金市田間峯大坪901-1	0475-54-1111	0475-54-1113
富里市				
(株)多摩	成田	〒286-0221 富里市七栄649-19	0476-93-2171	0476-92-0832
流山市				
共立生コンクリート(株)	柏	〒270-0135 流山市野々下5-1062	04-7144-0124	04-7144-0123
成田市				
小澤商事(株)	成田生コンクリート	〒286-0133 成田市吉倉109	0476-22-1061	0476-22-3345
小幡建材(株)	生コン	〒286-0101 成田市十余三15-60	0476-32-0330	0476-33-1233
野田市				
(有)田中建商	野田	〒278-0033 野田市上花輪138	04-7122-3855	04-7122-1755
野田生コン(株)	第一	〒278-0017 野田市大殿井仲坪277	04-7124-4321	04-7122-0666
船橋市				
京葉アサノコンクリート(株)	船橋	〒273-0015 船橋市日の出2-18-1	047-431-8115	047-431-8117
船橋レミコン(株)	第一	〒273-0024 船橋市海神町南1-1606	047-431-2141	047-434-6832
船橋レミコン(株)	第二	〒274-0082 船橋市大神保町1310-1	047-457-1391	047-457-1671
吉田建材(株)	船橋	〒273-0853 船橋市金杉4-1-10	047-438-3354	047-439-3891
松戸市				
大根根建材(株)		〒270-0027 松戸市二ツ木1321	047-341-0045	047-341-0804
松戸生コンクリート(株)	常磐	〒270-2231 松戸市稔台425	047-365-2191	047-368-2509
松戸生コンクリート(株)	松戸	〒271-0061 松戸市栄町西4-1140	047-362-6116	047-362-6118
茂原市				
三協レミコン(株)		〒297-0037 茂原市早野1141	0475-23-3237	0475-24-9166
八街市				
東邦レミコン(株)	八街	〒289-1103 八街市八街に48-36	043-443-3311	043-443-3313
八千代市				
京葉アサノコンクリート(株)	八千代	〒276-0022 八千代市上高野1976-8	047-484-5438	047-484-9922
印旛郡				
内山北総レミコン(株)		〒270-1534 印旛郡栄町西字西耕地650-6	0476-95-1131	0476-95-4873
船橋レミコン(株)	北千葉	〒285-0911 印旛郡酒々井町尾上字藤木67-1	043-496-1141	043-496-0218
香取郡				
(株)安藤産業	多古生コンクリート	〒289-2241 香取郡多古町多古3499	0479-76-2521	0479-76-2512
(株)林長	林長生コン	〒289-0601 香取郡東庄町笹川い6659	0478-86-1148	0478-86-1119
山武郡				
木村屋金物建材(株)	横芝	〒289-1733 山武郡横芝光町栗山213	0479-82-2210	0479-82-2742
長生郡				
一宮宇部コンクリート(株)		〒299-4326 長生郡長生村一松乙1746	0475-32-3711	0475-32-3713

関東1区地区本部の組織



関東1区地区本部
 (216工場)
 本部長 吉野 友康
 〒273-8503 千葉県船橋市浜町2-16-1
 TEL.047-431-9211
 FAX.047-431-9215

埼玉県生コンクリート工業組合
 (57工場)
 理事長 堀川 和夫
 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和
 3-17-5 埼玉中央生コン会館内
 TEL.048-882-7993
 FAX.048-883-3500
 saitamakouso@zennama.or.jp

千葉県生コンクリート工業組合
 (58工場)
 理事長 勝呂 和彦
 〒260-0045 千葉県千葉市中央区弁天
 1-2-8 四谷学院ビル
 TEL.043-207-6351
 FAX.043-207-6353
 chibakouso@zennama.or.jp

東京都生コンクリート工業組合
 (52工場)
 理事長 吉野 友康
 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-26-9
 〒273-8503 千葉県船橋市浜町2-16-1
 TEL.047-431-9211
 FAX.047-431-9215
 info@tokyo-readyconkouso.jp

神奈川県生コンクリート工業組合
 (49工場)
 理事長 大久保 健
 〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区
 沢渡1-2 高島台第3ビル
 TEL.045-311-5025
 FAX.045-311-5026
 kanagawakouso@zennama.or.jp

埼玉中央…………… 30工場
 埼玉北部…………… 14工場
 東関東…………… 9工場
 秩父…………… 4工場

千葉中央…………… 11工場
 千葉西部…………… 12工場
 千葉北部…………… 12工場
 千葉県北総…………… 8工場
 東総…………… 3工場
 九十九里…………… 6工場
 アクア…………… 5工場
 安房…………… 1工場

東京…………… 26工場
 三多摩…………… 15工場
 東関東…………… 4工場
 玉川…………… 3工場
 埼玉中央…………… 3工場
 島嶼…………… 1工場

神奈川…………… 23工場
 湘南…………… 13工場
 玉川…………… 5工場
 神奈川西部…………… 5工場
 横須賀…………… 3工場